

境港市広域住民避難計画

— 島根原子力発電所事故への対応 —

【平成25年度修正】

住民説明会 資料

平成26年7～8月
境港市自治防災課

境港市と島根原子力発電所の位置関係



- ◆島根原発からの方角 東
- ◆島根原発からの距離 17km～25km

※PAZ(原発から5km圏内)
～予防的防護措置を準備する区域～
急速に進展する事故を想定し、緊急時は直ちに避難を実施する。

※UPZ(5km～30km圏内)
～緊急時防護措置を準備する区域～
事故の規模を踏まえ、屋内退避や避難等を実施する。

島根原発の写真



最近の原子力防災の主な動き

H25. 11. 5, 10 原子力防災訓練の実施（住民避難訓練に約140人参加）

H25. 11. 7 島根県と「覚書」を締結

H25. 11. 21 安全協定に基づき、中国電力から島根原発2号機の新規制基準適合性確認申請について事前報告を受ける。

H25. 12. 17 上記の事前報告に対する回答

中国電力(株)に対し、「島根原発の安全対策等についての住民説明会の開催」、「汚染水対策の適切な実施」等の意見を付して、国(原子力規制委員会)に新規制基準適合性確認申請を行うことについては了承しました。

H25. 12. 25 中国電力が原子力規制委員会に申請

H26. 3. 25 市防災会議の開催

地域防災計画・原子力災害対策編と広域住民避難計画を修正

島根原発に係る安全協定等の改定協議

- ◎原子力災害対策指針の法定化を受け、改定申入れ(H24.11.1)
- ◎新規制基準適合性確認申請を受け、改定申入れ(H25.12.17)

★立地自治体(島根県・松江市)並の内容に改定を申し入れ

1.計画等の報告(協定第6条)

発電所の増設計画等に対する「報告」を「**事前了解**」へ

2.核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡(要綱第4条)

事前連絡内容に核物質防護に関する情報(**輸送日時、経路等の詳細情報**)を含めること

3.現地確認(協定第11条)

安全確保の手段としての「現地確認」を「**立入調査**」へ

4.立ち入り調査の結果、**適切な措置の要求**規定を新設

現在、継続協議

原子力災害とは

原子力災害とは、原子力施設の事故などに起因する放射性物質または放射線の異常な放出により生じる被害を言います。

※放射性プルームとは、気体状または微粒子状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態のことです。

※災害発生時のイメージ図
(放射性プルームは目に見えません。)

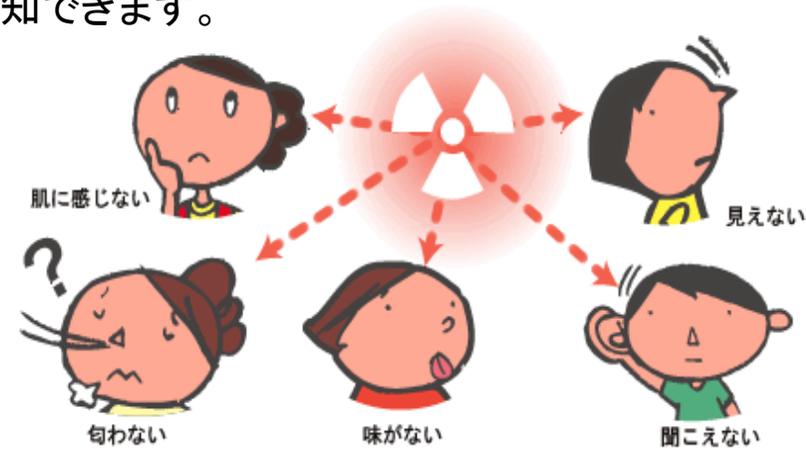


原子力災害の特殊性

1 災害の影響をすぐに五感で感じることはできません。

※放射線測定器を用いて放射性物質又は放射線の存在は検知できます。

⇒災害・被害の程度を自分で判断できない！



2 原子力災害そのものの発生、又は、拡大の防止が極めて重要

※原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により、復旧・復興作業が極めて困難です。

3 平時から放射線についての基本的な知識と理解が必要です。

4 原子力に関する専門機関の役割、指示、助言等が極めて重要です。

5 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要です。

境港市広域住民避難計画について

計画作成の意義

万が一の災害・事故時、

本計画をベースに状況に応じた対応を取る

- ◆ 普段から避難の準備が出来る
- ◆ 災害時にゼロから避難計画を作成しなくて済む
- ◆ 関係機関がどう対応すべきか(役割分担)共有できる

⇒ 迅速な対応を可能にする！

計画の目的等

<計画策定の目的>

島根原子力発電所で事故等が発生し、放射性物質が放出された場合に、住民避難を迅速かつ的確に実施して、住民の生命、身体を原子力災害から保護するため。

<事故想定>

- ◆特定の不測事態を想定せず、何らかの原子炉施設の事故により、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域:原発から5~30km圏内)の住民避難が必要になった。
- ◆国道431号の使用制限を受ける。

計画修正のポイント（H25.3策定⇒H26.3修正）

1 段階的避難の最適化

避難時間の推計を参考に、円滑な避難実施のための**避難タイミングと区割りを修正**して、段階的避難による渋滞の回避を図る。（**4日間⇒避難指示後20時間**）

※平均走行時間の短縮＝被ばくリスクの低減

2 JR、船舶、航空機、ヘリコプターを避難手段として追加

確実かつ効率的な避難を行うためには、自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、JR、船舶、航空機、ヘリコプター等も確保が可能な場合に**補完的な避難手段**として使用します。

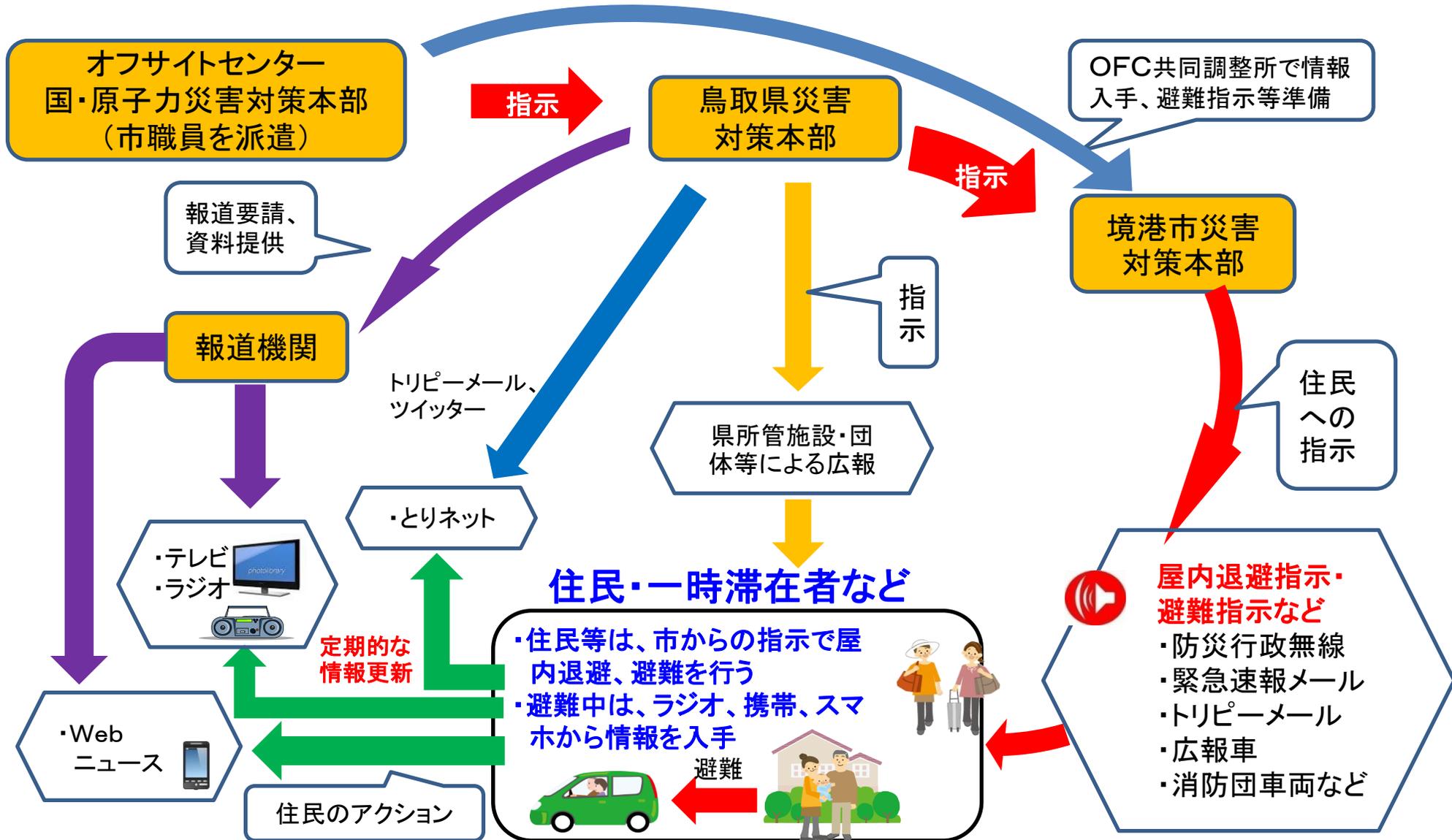
3 一時集結所及び避難先施設の割当等の見直し

区単位で自治会のある地区（渡、外江、上道、誠道）について、自治会の区域ごとに避難先施設等を割り当てるとともに、他地区についても、避難先施設等を一部見直しました。

※避難所一覧表は別添のとおりです。

【計画内容】

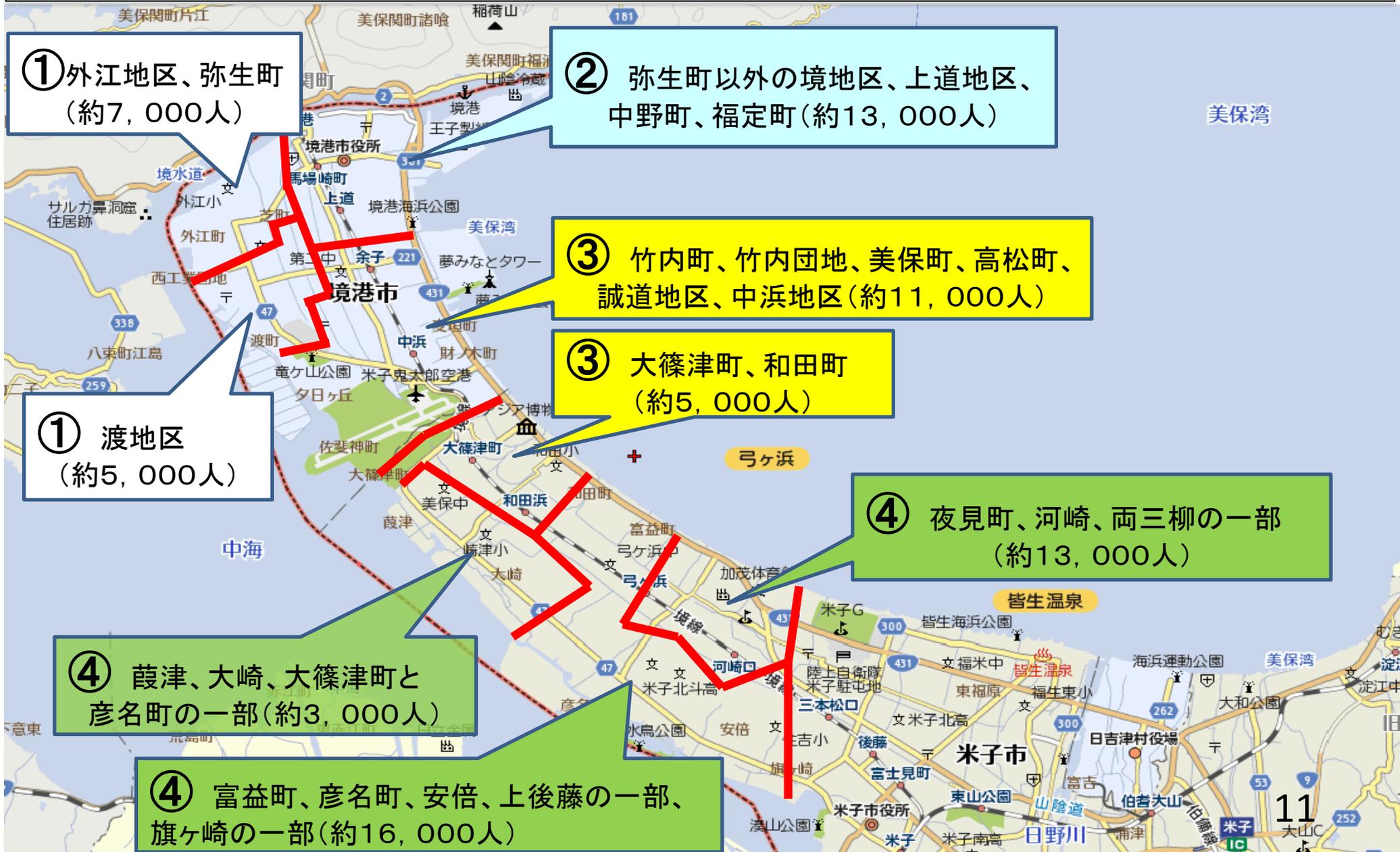
広報体制について



★警戒事態の段階から市民の皆さんに順次、情報提供を行います。

【計画内容】

避難シナリオの区割り図



【計画内容】

避難シナリオ（段階的避難）

避難は、島根原子力発電所に近い地域から順次段階的に避難を行います。このたび、避難時間の推計を行って避難のタイミングを次のとおり見直しましたが、あくまで一つのパターンを示したものであり、事態の進展等によっては、時間的推移は変更されます。

時間的推移		避難等の状況
警戒事態		注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態		屋内退避の準備
全面緊急事態		屋内退避の実施の指示 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、避難指示
①	島根原発から10～20km圏内の避難指示が発出された時点で避難開始 ※5時間後に30km圏外への避難完了	【避難対象地域】 外江地区、弥生町、渡地区 【避難対象人数】約12,000人
②	上記①の5時間後に避難開始 ※上記①の10時間後に30km圏外への避難完了	【避難対象地域】 境地区(弥生町以外)、上道地区、余子地区(中野町、福定町) 【避難対象人数】約13,000人
③	上記①の10時間後に避難開始 ※上記①の15時間後に30km圏外への避難完了	【避難対象地域】 余子地区(竹内町、竹内団地、美保町、高松町)、誠道地区、中浜地区 【避難対象人数】約11,000人 ※その他、 米子市(大篠津町、和田町) も避難します。
④	上記①の15時間後に避難開始 ※上記①の20時間後に30km圏外への避難完了	【避難対象区域】 米子市の残りの地区

※推計結果は、あくまで計算結果であり、計画の妥当性判断、実効可能性の判断資料として使用するものです。

1 推計条件

対象人口	47万人余り(鳥取・島根両県)	
避難開始の タイミング	①段階的避難	原発から5キロ圏内から段階的に避難する場合
	②一斉避難	30キロ圏内が一斉に避難する場合

2 推計結果 (主な推計結果は次のとおりです。)

段階的 避難		避難指示 タイミング	移動時間	避難完了時間	一 斉 避 難		避難指示 タイミング	移動時間	避難完了時間
島根県		原発から5キロ圏内の 要援護者から順次に避難			島根県		鳥取県と同様に避難(移動:長時間) ※初めの1時間は5キロ圏内の要援護者が避難		
鳥 取 県	①	13時間00分	3時間25分	16時間25分	鳥 取 県	①	1時間00分	14時間15分	15時間15分
	②	19時間15分	3時間30分	22時間45分		②	1時間00分	15時間30分	16時間30分
	③	22時間45分	2時間40分	25時間25分		③	1時間00分	11時間00分	12時間00分
	④	25時間25分	2時間25分	27時間50分		④	1時間00分	12時間25分	13時間25分

★段階的避難を行う方が、移動時間が短く、被ばくのリスクを軽減できる。

【計画内容】

避難経路図（弓浜半島部）

弓ヶ浜半島南北道方向に避難経路を選定し、米子市中央部の渋滞を緩和しつつ、米子自動車道・国道181号及び国道9号・山陰道方向に避難車両を誘導する。

国道431号（点線部分）は、津波の影響により当初使用の可否が確認できない。（避難路としての使用の可否を優先的に把握する。）

県道317号は、国道431号（実線部分）が使用できない場合に使用する。

20km

30km

— 主要避難路線
- - - 予備路線

【計画内容】

避難経路図

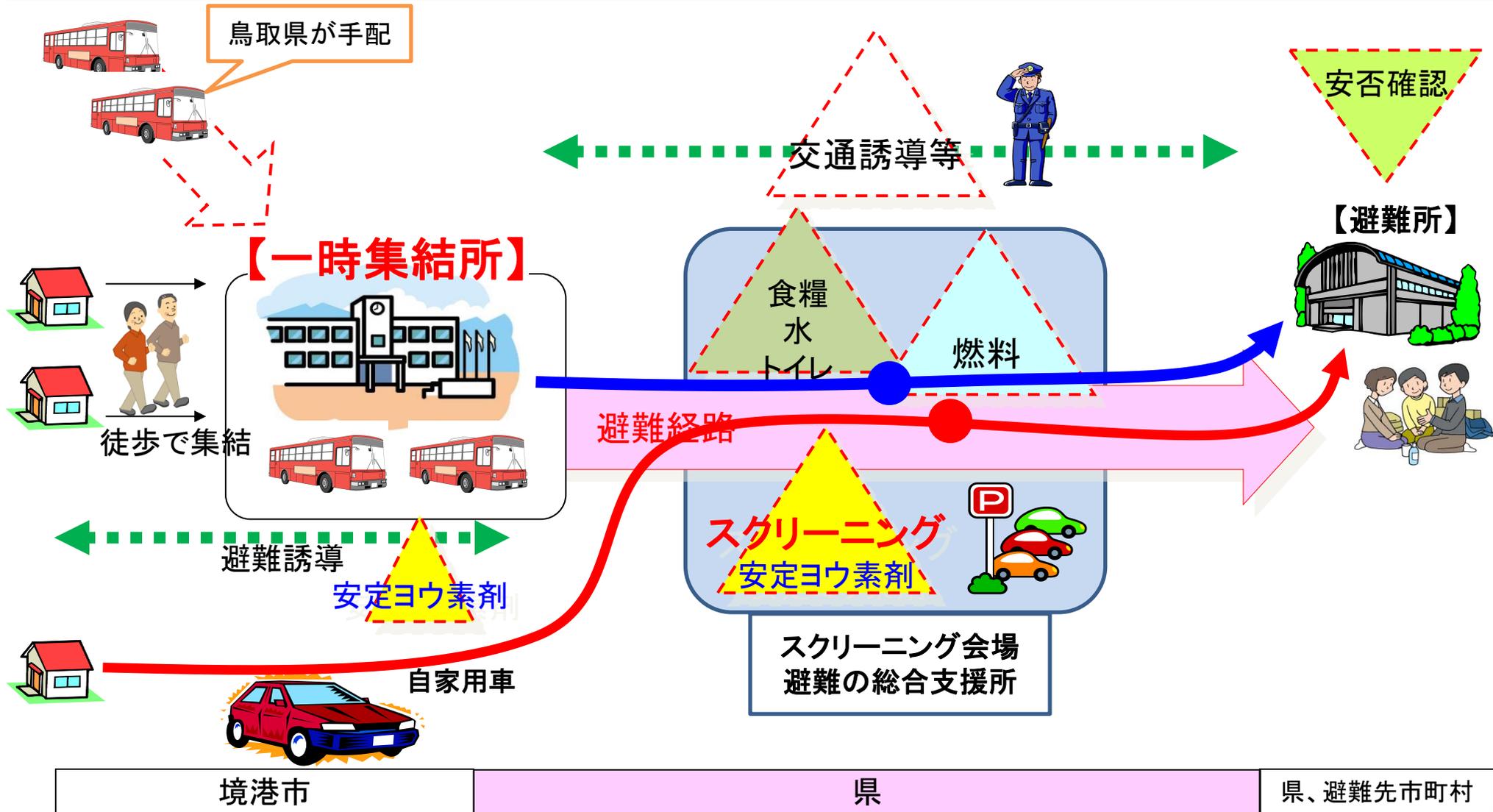
経路 1	国道 9 号・山陰道経由
経路 2	米子自動車道から 中国自動車道経由

避難元	県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約 3.6 万人



【計画内容】

避難の方法



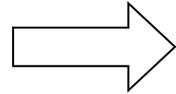
※JR、船舶、航空機、ヘリコプター、自衛隊車両等は補完的避難手段としています。

【計画内容】

要配慮者の避難①

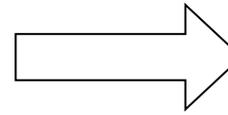
※重傷者については移動が過重な負担とならないように、
できる限り近隣の施設を斡旋する。

社会福祉施設等
入所者
(30km圏内)

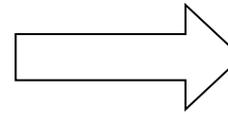
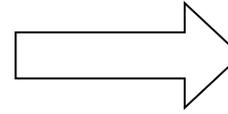


施設車、
福祉タクシー、
自衛隊車両等

広域福祉避難所
(50km圏外/ 県東中部)

施設車、
県手配バス、
自衛隊車両等



【重度者】
避難先社会福祉施設
(50km圏外/ 中国地方)

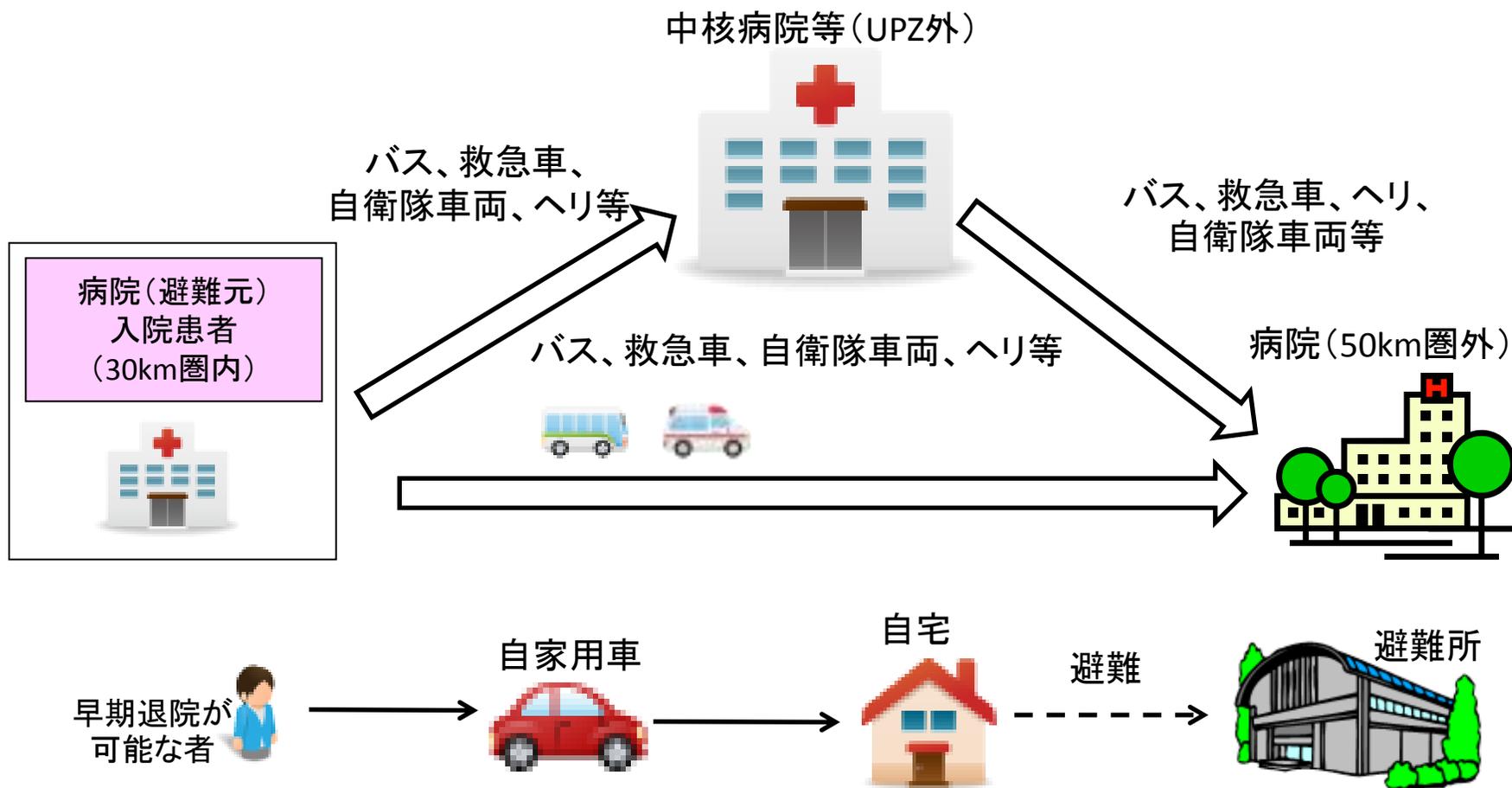


【重度者以外】
避難先社会福祉施設
(50km圏外/ 県内、中国、
近畿、四国等)



仮設住宅・公営住宅等





【計画内容】

児童・生徒の避難 (学校管理下の場合)

【基本方針】 子どもたちの安全を守る

施設敷地緊急事態の発生



全面緊急事態 避難指示の発出

- ⇒直ちに休園・休校の措置
- ⇒屋内退避等による安全確保
- ⇒安定ヨウ素剤の服用準備

- ⇒避難指示が出た場合、直ちに避難
- ⇒学校ごとに県東部の避難所へ移動
- ⇒避難先で保護者へ引き渡し

児童・生徒避難計画

原子力災害発生



直ちに休園・休校の措置
屋内退避等による安全確保
安定ヨウ素剤の服用準備

避難指示



あらかじめ設定する
避難所等へ移動

避難

避難所(県東部)



保護者への
引渡し

【計画内容】

安定ヨウ素剤の服用について①

原子力災害時には、大気中に「放射性ヨウ素」という物質が放出されます。
ヨウ素は、喉の甲状腺に集まりやすく、甲状腺がんなどを発生させる恐れがあります。
このため、「放射性ヨウ素」の甲状腺への蓄積を防止するため、一定の基準に従い
「安定ヨウ素剤」の服用を行います。

【安定ヨウ素剤の服用量】

年齢区分	ヨウ素量	ヨウ化カリウム	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液1ml
生後1か月以上 3歳未満	25mg	32.5mg	内服液2ml
3歳以上 13歳未満	38mg	50mg	丸薬 1丸
13歳以上	76mg	100mg	丸薬 2丸



- ※ 内服液は、ヨウ化カリウムの粉末を滅菌精製水で溶解し単シロップで甘味したものとします。
- ※ 3歳以上で丸薬を服用できない場合は、内服液を服用していただきます。

【計画内容】 安定ヨウ素剤の服用について②

【安定ヨウ素剤の副作用について】

安定ヨウ素剤は比較的安全なお薬ですが、以下に記載した副作用が知られています。下表の内容をよくご確認ください、少しでもおかしいと感じた場合は、医療機関を受診してください。

副作用	詳細
ヨウ素過敏症	ヨウ素に対する特異体質を有する人に起こるアレルギー反応です。症状としては、発熱、関節痛、浮腫、じんましんのような皮疹が現れ、 重症になるとショック症状を引き起こすこともある ので、一番注意が必要です。
甲状腺機能異常症	ヨウ素を長期的に継続して摂取することにより、甲状腺ホルモンの分泌バランスが崩れ、甲状腺の機能に影響を及ぼすことがあります。
その他	嘔吐、下痢、胃痛等の胃腸症状、頭痛などが知られています。



<安定ヨウ素剤の備蓄>

- ・安定ヨウ素剤(丸薬)は、小中学校や公民館など市内の「一時集結所」に備蓄しています。
- ・安定ヨウ素剤(水剤)は、調剤する必要があることから、災害時に市職員が市内3カ所の拠点薬局から一時集結所に配送します。

【お願い】

原子力防災訓練について

広域住民避難計画のより一層の実効性の確保等を目的として、今年も次の日程で原子力災害にかかると「住民避難訓練」を鳥取県、米子市等とともにを行います。

多くの市民の皆さまにご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、訓練内容がまとまりましたら、改めてご参加のお願いをさせていただきます。

◆日時 平成26年10月18日(土) 8時～13時(予定)

◆場所 市内(各公民館等に一時集結所を設置)

大山町立名和農業者トレーニングセンター

(スクリーニング会場)

◆内容 ・バス、JR等での避難

・原子力防災研修

※スクリーニングとは

放射線測定器を使用して、放射性物質に汚染している人としていない人を区分すること。

放射性物資に汚染している場合は、除染などを行います。



昨年の訓練(スクリーニング会場)

ご清聴ありがとうございました。